

JASRAC (日本音楽著作権協会) へのお手続きに関して

当館発行の『催し物案内』およびサーティホールホームページへの掲載を希望される方は、必ずこちらをお読みいただき主催者のご判断のうえお申し出ください。万が一、著作権協会より著作権使用料の請求が届きましても、当館では一切の責任を負いません。

よくある質問をJASRACホームページより抜粋しましたので、ご参照ください。

【よくある質問】

Q：音楽の利用にあたっては、全てJASRACに手続きを取らなければいけませんか？

A: いいえ。音楽作品の中には、著作権の保護期間が経過して著作権が消滅しているものがあり、その場合にはJASRACの手続きをとることなく自由にお使いいただけます。

著作権が存続している作品で、JASRACが管理している作品については、JASRACに手続きをお取りいただく必要があります。

著作者（作詞者・作曲者）がJASRACへ著作権を管理委託せず自らが管理していたり、他の著作権管理事業者に委託している作品もありますので、作品ごとにご確認ください。

Q：演奏会を入場無料で開催したいのですが、JASRACへの手続きは必要ですか？

A: 上演・演奏・上映・口述することができることが著作権法で定められています。

- (1) 営利を目的としない
- (2) 聴衆または観衆から、入場料ほか料金を徴収しない
- (3) 出演者等に報酬が支払われない

上記の3要件を全て充している演奏会についてはJASRACへの手続きは必要ありませんが、そうでない場合は手続きが必要です。

Q：チャリティーコンサートを開催し、入場料を寄付する予定です。使用料の支払いは必要ですか？

A: 社会福祉の増進、または災害等による被災者支援の目的で開催するチャリティー演奏会等で、JASRAC管理作品を利用される場合、主催者が入場料収入を一定の公益目的の団体に寄付した時は、その寄付金額に応じて使用料を減額いたします。

Q：入場料は設定しましたが、ほとんどが招待客になりました。手続きは必要ですか？

A: 一部からであっても、入場料を受ける場合は、手続きが必要です。

Q：利用したい楽曲がJASRACの管理する楽曲かどうかを調べることはできますか？

A: はい。JASRACの管理楽曲かどうかは、JASRACホームページの作品データベース『J-WID』でご確認いただくことができます。

『J-WID』には、JASRACの管理作品や利用実績のある作品を300万曲以上載せており、作品名・権利者名・アーティスト名などで検索することができます。

※詳しくは **日本音楽著作権協会** までお問い合わせください。